

「かんざきピノキオ館」 指定管理者募集要項

1	指定管理者募集の目的	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	指定期間	1
4	利用料金制度	1
5	管理運営経費について	1
6	観光施設維持管理負担金について	2
7	申請資格	2
8	申請に係る留意事項	3
9	申請手続	3
10	現地説明会	4
11	申請書類の受付	5
12	指定管理者候補者の選定方法	6
13	協定に関する事項	8
14	様式・添付書類	9
15	その他	9
16	指定管理者公募スケジュール	10
17	問合せ先	10

令和3年9月

兵庫県神河町

1. 指定管理者募集の目的

「かんざきピノキオ館」の設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 71 号）第 2 条及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 41 号）の規定により、「かんざきピノキオ館」の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2. 指定管理者が行う業務の範囲

「かんざきピノキオ館指定管理者業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりとします。

3. 指定期間

指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。但し、投資等の特別な理由により 5 年以上の提案があった場合は、事業計画及び収支計画を審査した上で、その期間を認める場合があります。

なお、指定管理者が町の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、町は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

4. 利用料金制度

指定管理者は、神河町神崎木工芸センター条例に定める額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金を定めることができます。利用料金については、指定管理者が収入として收受することとします。

5. 管理運営経費について

（1）指定管理料

管理運営に必要な経費を計上するのに当たって、利用料及び売上収入を差し引いた上で、不足する金額を、年間の上限額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で、指定管理料（消費税及び地方消費税を含めた金額）として提案できるものとします。指定管理料が不要な場合は 0 円で記入してください。なお、指定管理料は、会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）ごとに神河町の予算の範囲内で定めるものとします。各年度において指定管理料に過不足が生じて、年度協定で定めた額の変更は行いません。

（2）管理運営経費にかかる経理

指定管理業務に係る経理は、会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）ごとに区分して整理してください。また、それら経費及び収入は、専用の預金口座で管理する等、他の業務に係るものと区別して経理を行ってください。

6. 観光施設維持管理負担金について

神河町では、観光施設の修繕を継続的・安定的に行うため、指定管理者に観光施設維持管理負担金（以下「負担金」という。）を求めます。

- (1) 負担金は、毎年度営業収入の1%とします。更に、納付可能な場合は加算の提案をしてください。
- (2) 負担金の提案は「かんざきピノキオ館収支計画書」（様式第3号）において提示してください。
- (3) 負担金の額は、毎年度の決算額により算定し、納付方法は、基本協定書で定めます。

7. 申請資格

(1) 応募資格

申請者は、「法人その他の団体」（法人格の有無は問わないが、個人での応募はできない。）又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）」で、次の①から⑧までの全ての要件を満たす法人等である必要があります。

- ① 一般競争入札の参加資格を失っていない法人等であること（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4）。
- ② 神河町又は兵庫県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- ③ 所得税、法人税、消費税、地方消費税、県税、市町村税等を滞納している、又は未申告である法人でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- ⑤ 役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ⑦ 暴力団員若しくは暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある者でないこと。
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(2) 欠格事項

申請者が次の要件のいずれか該当する場合は、失格とします。

- ① 募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき

- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ④ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑤ その他不正な行為があったとき

8. 申請に係る留意事項

(1) 重複提案の禁止

当該施設につき提案は1案とし、複数の提案を行うことはできません。
ただし、町内の他施設の指定管理者に応募することは妨げません。

(2) 提案内容の変更禁止

提案内容は、提出期限以降に変更することはできません。

(3) 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、返却しません。

(4) 申請の辞退

申請書類の提出後に申請を取り下げる場合は、神河町公の施設指定管理者指定申請取下げ書（様式第10号）を提出してください。

(5) 費用負担

公募説明会への参加、申請書類作成等に要する費用は、自己負担とします。

(6) 申請書類の取扱い及び著作権

提出された申請書類等の著作権は、それぞれの団体に帰属します。ただし、選定結果を公表する場合や選定に必要であるときは、町が書類の全部又は一部を使用できるものとします。なお、指定管理者制度導入施設における情報公開制度の運用に当たっては、候補者選定に係る透明性や公平性の確保を図るとともに、適正な処理に努めます。

9. 申請手続

(1) 募集要項・申請関係書類の配布及び問合せ先

① 配布期間

令和3年9月10日（金）から令和3年10月29日（金）までの、閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで

② 配布場所

神河町役場ひと・まち・みらい課（神河町役場本庁2階）
神河町公式ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.town.kamikawa.hyogo.jp>

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和3年9月10日(金)から令和3年10月4日(月)までの、閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで

② 受付方法

様式第8号に質問事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

(送信後は、必ず着信確認の電話をしてください。)

③ 受付場所

〒679-3116

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町役場ひと・まち・みらい課(神河町役場本庁2階)

TEL 0790-34-0971

電子メール hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

④ 質問回答日

提出された質問を令和3年10月12日(火)に電子メールにて一斉回答いたします。

10. 現地説明会

(1) 開催日時

令和3年9月28日(火) 9時30分から

(2) 開催場所

かんざきピノキオ館

(集合場所等の詳細は申込者に通知します。)

(3) 申込方法

様式第9号に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

(参加定員は1団体2名までとします。)

(4) 申込場所

〒679-3116

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町役場ひと・まち・みらい課

電子メール hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

(5) 申込期限

令和3年9月21日(火) 午後5時まで

11. 申請書類の受付

(1) 申請書類

本公募に対して申請を希望する者（以下「応募者」という。）は、次の書類を提出してください。

なお、町内の複数の施設の指定管理者として応募しようとする場合は、以下に示す事業計画書等の書類に、複数応募の旨をわかるように示し、その理由やメリット等について具体的に記載してください。

- ① 神河町公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
神河町公の施設の指定管理者指定申請書【共同事業体用】（様式第1号ー2）
- ② 事業計画書（様式第2号）
※ 事業計画を補足するために必要な資料は添付できる。その際は、事業計画の項目番号との対応関係を明記すること。
- ③ 収支計画書（様式第3号）
- ④ 申請団体の概要書（様式第4号）
※ 共同事業体の場合は、全ての構成団体分
※パンフレットや実績紹介など必要な書類は添付できる。
- ⑤ 共同事業体協定書（様式第5号）
※ 共同事業体の場合のみ
- ⑥ 委任状（様式第6号）
※ 共同事業体の場合のみ
- ⑦ 共同事業体構成団体一覧表（様式第7号）
※ 共同事業体の場合のみ

<添付書類>

申請の資格を証する書類（法人格を有しない団体にあつては、これに類する書類）

- ア. 法人等の登記事項証明書
- イ. 法人等の印鑑証明書
- ウ. 法人等及びその代表者の納税証明書
- エ. 法人等の定款、規約その他これらに類する書類
- オ. 法人等の営業許可、認可等の証明書
- カ. 法人等の概要を記載した書類（直近1期分の事業報告書及び決算書）

※ ア～ウは、提出日において発行の日から3か月以内のものとする。

※ 共同事業体の場合は、全ての構成団体分

(2) 提出部数

原本1部、副本（複写）12部を提出してください。

(3) 受付期間

令和3年10月25日（月）から令和3年10月29日（金）まで
午前9時から午後5時まで ※土日、祝日は除く

(4) 提出方法

受付期間中に、次の（5）に定める提出先へ持参により提出してください。
応募は持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること。
なお、郵送の場合は、令和3年10月29日（金）必着とする。

(5) 提出先

〒679-3116
兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町役場 ひと・まち・みらい課（神河町役場本庁2階）

12. 指定管理者候補者の選定方法

(1) 審査方法

① 事前審査

申請書類の受付後、町において次のとおり形式審査及び内容審査を行います。

ア. 形式審査

応募者が募集要項に定める申請資格要件を満たしているか、提出された申請書類に不備がないかなど、応募者が申請に当たって満たすべき形式的要件の充足状況を確認するため、申請書類に基づく審査を行います。申請資格要件を満たしていないことが確認された応募者は失格とし、その旨及び理由を通知します。

イ. 内容審査

申請書類における事業計画及び収支計画がこの募集要項に定める条件を満たしているか、また、疑義を生じる記載上の不備がないかなど、次の②に定める選定委員会の適正な審査に影響を及ぼすおそれのある申請上の不備の有無やその内容を事前に把握するために申請書類に基づく書面審査を行います。なお、ヒアリングを行う必要がある場合は別途連絡させていただきます。この審査の結果、募集要項に定める業務水準等の条件を満たしていないことが判明した応募者は選外とし、その旨及び理由を通知します。

② 指定管理者選定委員会による審査

神河町指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答等を実施し、審査を行います。

ア. 日時及び開催場所

事前審査において失格又は選外となった場合を除き、別途通知します。

イ. 審査

1. 事前審査の結果報告

町から委員会に対し、事前審査の結果(事前審査において失格又は選外となった応募者については、その旨及び理由)を報告します。

2. プレゼンテーション審査(制限時間15分以内)

応募者によるプレゼンテーションを実施します。

3. 質疑応答(制限時間15分以内)

選定委員及び町から応募者へ質疑を行い、説明を求めます。

4. 採点

2及び3の審査手続を経た応募者ごとに、選定委員が審査基準に従って採点を行います。

5. 審議

応募者が複数ある場合は最優秀提案者及び次点の者の選定に関して、応募者が1団体の場合は最優秀提案者の選定に関して審議を行います。

6. 最優秀提案者等の選定

委員会は、5の審議内容を踏まえ、最優秀提案者及び次点の者(これらに該当する応募者がいない場合を除きます。)を選定します。

(2) 審査基準及び項目

神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、次の項目により審査します。

【基礎項目】

審査項目	審査の観点	配点
設置目的と運営方針の整合性	・施設の設置目的に沿った運営計画になっているか。	5
施設の魅力及びサービスの向上	・施設の利用促進に向けた提案となっているか。 ・利用者のサービス向上が図られる提案となっているか。 ・利用者の意見反映や苦情への対応は適切か。 ・高齢者や障害のある人など、すべての利用者の平等な利用に配慮されているか。	20
地域との連携	・地元産物の活用について配慮されているか。 ・従業員の地元雇用に配慮されているか。 ・地域のイベントなど地域との連携に配慮されているか。	15
施設の維持管理	・効果的、効率的な施設管理の提案となっているか。 ・自然、景観、排水、廃棄物、エネルギーなど適切な環境の保全に配慮されているか。	10

運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営に当たる組織体制および人員体制は適正か。 有資格者や経験者の配置など従業員の適正配置に配慮されているか。 責任分担、役割分担は明確になっているか。 	15
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> 応募者の財務状況は安定しているか。 	5
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全対策や、事故・災害発生時の体制は適切か。 個人情報等の管理体制は適正か。 	10
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画と事業計画は整合しているか。 収入の増加を意識した提案となっているか。 管理経費の縮減を意識した提案となっているか。 収支計画の達成の可能性は妥当か。 	20
	小 計	100

【加点項目】

審査項目	審査の観点	配点
アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の指定管理を受けるにあたり、特筆すべきアピールポイントはあるか。 例) 施設の魅力及びサービスの向上や地域との連携等に関する特徴的な事業、施設の設置目的を達成するための効果的な自主事業、観光施設維持管理負担金の加算納付の提案等	10

○基礎項目 100点 + 加点項目 10点 =合計 110点

(3) 最優秀提案者等の決定

町は指定管理者選定委員会の審査結果の報告を受け、速やかに最優秀提案者及び次点の者（これらに該当する応募者がいない場合を除きます。）を決定し、すべての応募者に対して審査結果を通知します。

13. 協定に関する事項

神河町及び最優秀提案者は、施設の管理、運営等に関する詳細な協議を行い、町議会の議決を経た後、指定管理者としての指定を行います。

指定管理者の指定後、町と指定管理者は指定期間を通じた包括的事項に係る基本協定書及び年度ごとの詳細事項に係る年度協定書を締結します。

なお、最優秀提案者との協議が整わない場合又は最優秀提案者の事故等により協定の締結が不可能になった場合は、次点の者と協議を行います。協定で定める事項は、次のとおりとします。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 町が支払う指定管理料に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項

14. 様式・関係書類

(1) 様式

- 様式第1号 神河町公の施設の指定管理者指定申請書
- 様式第2号 事業計画書
- 様式第3号 収支計画書
- 様式第4号 申請団体の概要書
- 様式第5号 共同事業体協定書
- 様式第6号 委任状
- 様式第7号 共同事業体構成団体一覧表
- 様式第8号 質問票
- 様式第9号 現地説明会参加申込書
- 様式第10号 指定管理者指定申請取下げ書

(2) 関係書類

- 神河町神崎木工芸センター条例
- 神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- 神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- 神河町個人情報保護条例
- 神河町個人情報保護条例施行規則
- 神河町情報公開条例
- 神河町情報公開条例施行規則
- パンフレット
- 建物配置平面図（建物平面図等は、ひと・まち・みらい課で閲覧）
- 備品台帳（ひと・まち・みらい課で閲覧）

15. その他

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、神河町神崎木工芸センター条例に基づき協定で定めるものとします。

16. 指定管理者公募スケジュール

項目	日程
○公募の公告	令和3年 9月10日（金）から
○募集要項の配布	令和3年 9月10日（金）から10月29日（金）まで
○現地説明会	令和3年 9月28日（火）午前9時30分から
○質問の受付	令和3年 9月10日（金）から10月4日（月）まで
○質問の回答日	令和3年10月12日（火）
○申請書類の受付	令和3年10月25日（月）から10月29日（金）まで
○事前審査	令和3年11月上旬
○審査会	令和3年11月中旬
○審査通知	令和3年11月下旬
○指定管理者の指定	令和3年12月議会（予定）

※日程については、現時点での予定であるため、前後することがあります。また、記載のない項目は、確定した時点で関係者に対する通知やホームページで周知します。

17. 問合せ先

〒679-3116

兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町役場 ひと・まち・みらい課

TEL 0790-34-0971

FAX 0790-34-0691

電子メール hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp